

一般社団法人日本機械学会関東支部群馬ブロック表彰に関する規程

(目的)

第1条 日本機械学会関東支部群馬ブロックにおける機械工学および機械工業技術の振興, ならびにブロック活動の活性化を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この規程による表彰を群馬ブロック賞(功績賞, 技術賞, 貢献賞, 学生奨励賞, 優秀講演賞, ビジネスフロンティア賞) および群馬ブロック感謝状という。

(功績賞)

第3条 功績賞は, 群馬ブロックの機械工業技術の発展に長年にわたって功績があった個人を対象とする。

(技術賞)

第4条 技術賞は, 群馬ブロックの機械工業技術の発展に貢献した個人・団体を対象とする。

(貢献賞)

第5条 貢献賞は, 群馬ブロックの活動に貢献した個人または団体を対象とする。

(学生奨励賞)

第6条 学生奨励賞は, 群馬ブロック主催または共催等の学生会の活動に貢献した個人または団体および学生会の行事において優秀な成績を修めた個人または団体を対象とする。

(優秀講演賞)

第7条 優秀講演賞は, 群馬ブロック主催の群馬ブロック研究・技術交流会にて表現力に優れ, 今後の研究活動の発展の可能性が高い講演を行った個人を対象とする。

(ビジネスフロンティア賞)

第8条 ビジネスフロンティア賞は, 群馬ブロック主催の群馬ブロック研究・技術交流会にて, 特に産業界視点で, フロンティア性が高く今後の発展が期待される講演を行った個人を対象とする。

(感謝状)

第9条 感謝状は, ブロックの活動に多大の協力をし

た個人または団体を対象とする。

(表彰の件数)

第10条 功績賞, 技術賞, 貢献賞, 学生奨励賞の表彰件数は, 各賞数件程度とする。
2. 感謝状の表彰件数は, 制限を設けない。
3. 優秀講演賞およびビジネスフロンティア賞の表彰件数は, 10件に対して1件程度とする。

(資格)

第11条 功績賞, 技術賞, 貢献賞, 学生奨励賞, 優秀講演賞およびビジネスフロンティア賞の応募または被推薦資格は, 群馬ブロック会員(日本機械学会会員)とする。
2. 技術賞, 貢献賞および学生奨励賞の受賞団体が法人である場合は, 原則として受賞団体に日本機械学会会員が所属していることとする。
3. 感謝状の被推薦資格は会員であることを問わないが, 推薦資格は会員とする。
4. 自薦, 他薦は問わないものとする。

(審査方法)

第12条 群馬ブロック運営会は受賞者選考のための選考委員会を組織し, 受賞者の選考を行い, 群馬ブロック運営会で決定する。

(募集方法)

第13条 選考委員会は, 受賞候補募集要領を公表し, 受賞候補を広く募集する。

(表彰)

第14条 表彰は原則として年1回とし, 群馬ブロック総会において行い, ブロック長名で賞状と記念品を授与する。

(表彰の報告)

第15条 表彰の内容は, 支部運営会に報告する。

(規程の変更)

第16条 本規程の変更は群馬ブロック運営会で行い, 支部運営会の承認を得る。

附則1. 本規程は2011年12月15日制定, 同日から施行する。

2. 2014年 3月 14日一部改正
3. 2014年 10月 23日一部改正
4. 2017年 9月 19日一部改正
5. 2022年 11月 11日一部改正